

○国土交通省告示第百九号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）附則第一条の三第一項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
なお、令和二年国土交通省告示第五百七十五号（一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件）及び令和五年国土交通省告示第百四十七号（一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等）を定めた件）は廃止する。

令和六年三月二十一日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

1 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10km	13,220	15,340	20,190	25,740
20km	14,930	17,340	23,000	29,550
30km	16,640	19,340	25,810	33,350
40km	18,340	21,340	28,620	37,160
50km	20,050	23,330	31,430	40,960
60km	21,760	25,330	34,240	44,770
70km	23,470	27,330	37,040	48,570
80km	25,180	29,330	39,850	52,380
90km	26,890	31,330	42,660	56,180
100km	28,600	33,330	45,470	59,990
110km	30,290	35,280	48,170	63,640
120km	31,980	37,230	50,870	67,290
130km	33,670	39,180	53,580	70,940
140km	35,360	41,140	56,280	74,590
150km	37,050	43,090	58,980	78,240
160km	38,730	45,040	61,680	81,890
170km	40,420	47,000	64,380	85,540
180km	42,110	48,950	67,080	89,190
190km	43,800	50,900	69,790	92,840
200km	45,490	52,850	72,490	96,490
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,350	3,860	5,310	7,170
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,380	9,650	13,270	17,920

東北運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10km	13,180	15,360	19,930	25,570
20km	14,890	17,360	22,720	29,350
30km	16,590	19,360	25,500	33,130
40km	18,290	21,350	28,280	36,920
50km	19,990	23,350	31,060	40,700
60km	21,700	25,340	33,840	44,480
70km	23,400	27,340	36,630	48,260
80km	25,100	29,340	39,410	52,040
90km	26,800	31,330	42,190	55,820
100km	28,510	33,330	44,970	59,600
110km	30,190	35,280	47,650	63,230
120km	31,870	37,230	50,330	66,860
130km	33,550	39,180	53,010	70,490
140km	35,230	41,120	55,690	74,120
150km	36,910	43,070	58,360	77,740
160km	38,600	45,020	61,040	81,370
170km	40,280	46,970	63,720	85,000
180km	41,960	48,920	66,400	88,630
190km	43,640	50,870	69,080	92,260
200km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,340	9,630	13,160	17,810

中部運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10km	14,550	16,770	21,550	27,550
20km	16,360	18,880	24,460	31,480
30km	18,170	20,990	27,370	35,420
40km	19,980	23,100	30,280	39,360
50km	21,790	25,210	33,200	43,300
60km	23,600	27,320	36,110	47,240
70km	25,420	29,430	39,020	51,170
80km	27,230	31,540	41,930	55,110
90km	29,040	33,650	44,840	59,050
100km	30,850	35,760	47,750	62,990
110km	32,660	37,830	50,580	66,790
120km	34,460	39,910	53,400	70,590
130km	36,270	41,990	56,220	74,390
140km	38,080	44,070	59,040	78,190
150km	39,880	46,150	61,870	81,990
160km	41,690	48,220	64,690	85,790
170km	43,490	50,300	67,510	89,600
180km	45,300	52,380	70,330	93,400
190km	47,100	54,460	73,160	97,200
200km	48,910	56,530	75,980	101,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,990	10,300	13,910	18,700

II 時間制運賃表

(単位：円)

種 別			車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
			局別				
基 礎	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
			沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
沖縄			18,790	22,530	30,250	39,830	
		北海道	350	410	630	930	
		東北	340	410	630	920	

Ⅲ 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金) ÷ {(最大積載個数又は重量) × 基準積載率 (〇〇%)}

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

Ⅳ 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

(1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 ○割

(2) 有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について○割以上

※〇は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、○割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車		小型車、中型車、大型車又はトレーラーの 2 割
海上コンテナ輸送車		トレーラーの 4 割
セメントバルク車		大型車又はトレーラーの 2 割
ダンプ車		大型車の 2 割
コンクリートミキサー車		大型車の 2 割
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの 3 割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの 4 割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの 5 割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、 5 割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2 割
-----------------	-----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前 5 時までに運送した距離に限る	2 割
---------------------------	-----

V 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
VIに定める積込料・取卸料 の適用時間と併せて 2 時間 を超える場合において30分 までごとに発生する金額	2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間／内容		車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト 又はトラック搭載型クレーンを使用した場合		2,080円	2,180円	2,340円	2,750円
	手積みの場合		2,000円	2,100円	2,260円	2,650円

Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490円	2,610円	2,810円	3,300円
	手積みの場合	2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基 準 価 格：120.00円／L （※）

改定の刻み幅：5.00円／L

改 定 条 件：改定の刻み幅5.00円／Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃 止 条 件：軽油価格が120.00円／Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式：（距離制運賃）

走行距離（km）÷車両燃費（km／L）×算出上の燃料価格上昇額（円／L）

（時間制運賃）

平均走行距離（km）÷車両燃費（km／L）×算出上の燃料価格上昇額（円／L）

（個建運賃）

1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円／Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円／Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.00 円／L	—
～ 120.00 円／L	廃止	
120.00 超 ～ 125.00 円／L	122.50 円／L	2.50 円／L
125.00 超 ～ 130.00 円／L	127.50 円／L	7.50 円／L
130.00 超 ～ 135.00 円／L	132.50 円／L	12.50 円／L

135.00 超	～	140.00 円／L	137.50 円／L	17.50 円／L
140.00 超	～	145.00 円／L	142.50 円／L	22.50 円／L
145.00 超	～	150.00 円／L	147.50 円／L	27.50 円／L
150.00 超	～	155.00 円／L	152.50 円／L	32.50 円／L
155.00 超	～	160.00 円／L	157.50 円／L	37.50 円／L
160.00 超	～	165.00 円／L	162.50 円／L	42.50 円／L
165.00 超	～	170.00 円／L	167.50 円／L	47.50 円／L
170.00 超	～	175.00 円／L	172.50 円／L	52.50 円／L
175.00 超	～	180.00 円／L	177.50 円／L	57.50 円／L
180.00 超	～	185.00 円／L	182.50 円／L	62.50 円／L
185.00 超	～	190.00 円／L	187.50 円／L	67.50 円／L
190.00 超	～	195.00 円／L	192.50 円／L	72.50 円／L
195.00 超	～	200.00 円／L	197.50 円／L	77.50 円／L
200.00 超	～	205.00 円／L	202.50 円／L	82.50 円／L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。
※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。
※軽油価格が205.00円／Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円／Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	〇〇km／L
中型車（4 t クラス）	〇〇km／L
大型車（10 t クラス）	〇〇km／L
トレーラー（20 t クラス）	〇〇km／L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。